

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年6月13日（平成30年（行情）諮問第257号）

答申日：平成31年3月18日（平成30年度（行情）答申第493号）

事件名：地方厚生局の定員の積算・内訳等が分かる文書の一部開示決定に関する件（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「定員細則に1, 874人（地方厚生局）とありますが、この積算や内訳等がわかるもの（開示対象文書に10人以上の人数が記載されてあるものは、その10人以上の人数の算定根拠や積算内訳が算用（アラビア）数値を用いて記載されてあるものもあわせて開示してください。ただし職務の級別の内訳（定数）の開示は不要です。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、「管区機関の部別・職名別定員配置表」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、一部開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年4月18日付け厚生労働省発地0418第1号により、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。

定員の増減がある際には、行政では一般的に、全国で合計したものでまず計算されてあることが多いことから、その際の積算資料等はないでしょうか。また、管区や会計別でもある程度の人数の規模があるので、その積算、内訳等はないでしょうか。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求者」という。）は、平成30年3月19日付け（同月20日受付）で、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「定員細則に1, 874人（地方厚生局）とありますが、この積算や内訳等がわかるもの（開示対象文書に

10人以上の人数が記載されてあるものは、その10人以上の人数の算定根拠や積算内訳が算用（アラビア）数値を用いて記載されてあるものもあわせて開示してください。ただし職務の級別の内訳（定数）の開示は不要です。）」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が平成30年4月18日付け厚生労働省発地0418第1号により部分開示決定（原処分）を行ったところ、請求者はこれを不服とし、同月30日付け（同年5月1日受付）で審査請求を提起したものである。

## 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

## 3 理由

### (1) 本件対象文書の特定について

本件開示請求は、平成29年度における地方厚生（支）局の定員数の積算や内訳等が分かる文書について行われたものであり、原処分においては、各地方厚生（支）局に配置する人員の総数及びその部別・職名別内訳が記載されている文書である「管区機関の部別・職名別定員配置表」を本件対象文書として特定したものである。

### (2) 定員について

定員とは、行政機関の所掌事務を遂行するために恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤職員の数であり、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和44年法律第33号）において、その総数の最高限度が定められている。

地方厚生（支）局の定員については、その合計数が厚生労働省定員細則に規定されており、当該細則に規定されている定員の積算や内訳等は、本件対象文書において明らかにされるところである。

### (3) 本件対象文書の不開示情報該当性について

#### 法5条4号の不開示情報

原処分により不開示とした部分には、麻薬取締部に属する職員の職名別定員配置が記載されており、当該情報は公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、不開示とすることが妥当である。

## 4 請求者の主張について

請求者は、審査請求書において「定員の増減がある際には、行政では一般的に、全国で合計したものでまず計算されてあることが多いこと」、また、「管区や会計別でもある程度の人数の規模がある」として「その際の積算、内訳等の資料はないでしょうか。」として原処分の取消しを求めて

いるが、これに係る諮問庁の説明は上記3（2）のとおりであり、原処分における対象行政文書の特定は妥当であるとする。

なお、原処分については、請求者より、行政文書の開示の実施方法等申出書は提出されておらず、本件対象文書の開示の実施は行われていない。

#### 5 結論

以上のとおり、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年6月13日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成31年2月20日 審議
- ④ 同年3月14日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件請求文書の開示請求について、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の特定を求めているところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

##### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定の妥当性について、諮問庁の理由説明書（上記第3の3）の記載及び当審査会事務局職員をして諮問庁に対し更に説明を求めさせたところによると、おおむね以下のとおりである。

ア 本件請求文書は、「定員細則に1, 874人（地方厚生局）とありますが、この積算や内訳等がわかるもの」であるところ、処分庁は、「管区機関の部別・職名別定員配置表」を本件対象文書として特定した。

イ 地方厚生局（支局を含む。以下同じ。）の定員については、その合計数（1, 874人）が厚生労働省定員細則に規定されているが、地方厚生局ごとの定員数についての定めはない。

本件対象文書は、厚生労働省本省において、各地方厚生局の総務部門、健康福祉部、指導部門（特別指導部門）、麻薬取締部及び小計の区分ごとに、支局長、部長、課長等の職名ごとの配置人員数を一覧として整理した文書であり、結果として厚生労働省定員細則に規定されている地方厚生局全体の定員数（1, 874人）の内訳が分かるものとなっている。

ウ また、審査請求人は、開示対象文書に10人以上の人数が記載され

であるものは、その10人以上の人数の算定根拠や積算内訳が算用（アラビア）数値を用いて記載されてあるものもあわせて開示するよう求めているが、厚生労働省において、本件対象文書を作成するに当たり、本件対象文書に記載されている10人以上の人数について、別途個別にその積算根拠や積算内訳が記載された文書を必要としていないことから、審査請求人が開示を求めているような文書は、作成も取得もしておらず、本件対象文書の外に本件請求文書に該当するものは、保有していない。

したがって、原処分における対象行政文書の特定は妥当であると考ええる。

- (2) 当審査会において、諮問庁から本件対象文書の提示を受けて確認したところ、本件対象文書には、地方厚生局の総務部門、健康福祉部、指導部門（特別指導部門）、麻薬取締部及び小計の区分ごとに、支局長、部長、課長等の職名ごとの配置人員数が記載されており、その合計数は、厚生労働省定員細則に規定されている地方厚生局全体の定員数（1,874人）と一致していると認められ、また、本件対象文書に記載されている10人以上の人数について、別途個別にその積算根拠や積算内訳が記載された文書を必要としていないことと併せて、本件対象文書を特定したことは妥当であるとする上記（1）の諮問庁の説明は、不自然、不合理であるとは認められず、また、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、厚生労働省において本件対象文書の外に本件請求文書として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

- (3) 審査請求人は、審査請求書において、「定員の増減がある際には、行政では一般的に、全国で合計したものでまず計算されてあることが多いことから、その際の積算資料等はないでしょうか。」と主張しているが、この主張は、本件開示請求の文言と異なり、不服申立手続において開示請求の範囲を拡大しようとするものであり、これを認めることはできない。

### 3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、一部開示した決定については、厚生労働省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子、委員 葭葉裕子、委員 渡井理佳子